

## 介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス)運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会医療法人玄真堂(以下「事業者」という。)が開設する介護予防・生活支援サービス事業所「ヘルパーステーションかわしま」(以下「事業所」という。)が行う介護予防・生活支援サービス事業(以下「事業」という。)は、高齢者の要介護状態等になることの予防又は自立した日常生活の支援を目的とし実施するものである。

### (運営の方針)

第2条 事業者が提供する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態等になることの予防や自立した日常生活の支援に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療福祉サービス提供者との連携に努めるものとする。
- 4 指定訪問型サービスの実施に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (指定訪問型サービス運営の方針)

第3条 事業者が提供する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、指定訪問型サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等の把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた訪問介護計画書を作成するとともに、訪問介護計画書の作成後は計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリングの結果を地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者へ報告するものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションかわしま
- (2) 所在地 大分県中津市大字下池永 93 番地 13

事業者は、人員の兼務や設備の共用にて、指定訪問介護と指定障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護)をあわせて実施する。

### (従事者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職種内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士1名 (常勤従事者、サービス提供責任者と訪問介護員兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問型サービスの提供に当たる。

(2) サービス提供責任者 1名 介護福祉士1名(常勤従事者、管理者と兼務)

サービス担当責任者の責務は、次に掲げる事項とする。

- ・ 利用の申込みに係る調整をすること
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること
- ・ サービス担当者会議への出席や利用者に関する情報の共有等により、地域包括支援センター等との連携を図ること
- ・ 介護予防サービス支援計画に沿った訪問介護計画書を作成し、利用者に交付すること
- ・ 訪問介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況について情報を伝達すること
- ・ 訪問介護員の業務の実施状況を把握すること
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること
- ・ 訪問介護員に対する研修、技術指導等を実施すること
- ・ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること

(3) 訪問介護員等 介護福祉士、介護職員実務者研修課程修了者、旧訪問介護員養成研修1級又は2級課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、看護師、准看護師等の資格を有する者で、常勤換算方法で2.5名以上(内1名 サービス提供責任者と兼務)

訪問介護員は、訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

日曜日と祝日及び年末年始の12月30日から1月3日までは休業日とする。

(2) 営業時間 月曜日から金曜日は9時から18時まで、土曜日は9時から13時までとする。

(3) サービスの提供日と時間

祝日も含む月曜日から金曜日の8時から18時までと、土曜日の8時から16時までとする。

但し、12月30日から1月3日までは除く。

(4) 連絡体制 電話により、営業時間外もサービス提供時間は連絡が可能な体制とする。

(指定訪問型サービスの内容)

第7条 指定訪問型サービスの内容は次の通りとする。

(1) 指定訪問型サービスのうち訪問介護事業の内容は、旧介護予防訪問介護と同様のサービスで、身体介護と生活支援を一本化したものと、利用者が自分で生活行為(掃除、買い物、調理、洗濯等)が行えるようになるための訪問介護員による支援とする。

(2) 指定訪問型サービスのうち訪問型サービスAの内容は、自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないようにできることは利用者にしてもらう生活援助とする。

(指定訪問型サービスの利用料等)

第8条 指定訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお交通費

の実費は別に定める。

- 3 指定訪問型サービスを提供するために使用する光熱費や電話料金、衛生用品や介護用品等の費用や食材料費、訪問時の駐車場使用料、外出時の燃料費等は、利用者負担とすることとする。
- 4 前2, 3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、中津市(旧中津地区・旧三光村)とする。

(緊急時、事故発生時等の対応)

- 第10条 訪問介護員は、指定訪問型サービスの提供を行っている時に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な時は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、指定訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 前項の事故の状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。
  - 4 利用者に対する指定訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 指定訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定訪問型サービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業者は、提供した指定訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持、個人情報の保護)

- 第12条 事業所の従事者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。この秘密保持の義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従事者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記するものとする。
  - 3 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
  - 4 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応

じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待の発生又はその再発を防止するための虐待防止検討委員会の設置
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 利用者及びその家族の苦情処理体制の整備と担当者の設置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

第14条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のために、感染対策委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練等の実施等、その他必要な措置を講じるものとする。

(事業廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第15条 事業者は、事業を廃止、又は休止しようとする時は、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市に届けることとする。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に指定訪問型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(身体的拘束等の適正化)

第16条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き利用者の生活の自由を制限する身体的拘束等の行ってはならないとし、その適正化のために、指針の整備、委員会の設置、従事者に対する研修の実施、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の記録の整備その他身体的拘束等の適正化のための必要な措置を講じるものとする。

(事業継続)

第17条 事業者は、事業継続に向けた取り組みとして、感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続計画を策定し、研修や訓練等を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業者は、従事者の資質の向上を図るために、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の以下の研修に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合には、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内

- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
  - (3) 権利擁護に関する研修 年1回
  - (4) 認知症ケアに関する研修 年1回
  - (5) 介護予防に関する研修 年1回
  - (6) 接遇に関する研修 年1回
  - (7) 安全管理と感染症の予防及びまん延の防止に関する研修 年2回
  - (8) 身体的拘束等の適正化に関する研修 年1回
- 2 事業者は、指定訪問型サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 ハラスメント対策としてその防止に努め、発生した場合には適切な措置を構ずる。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
この規程は、平成31年1月21日から改定する。  
この規程は、令和1年10月1日から改定する。  
この規程は、令和2年9月3日から改定する。  
この規程は、令和3年4月1日から改定する。  
この規程は、令和4年6月10日から改定する。  
この規程は、令和5年4月1日から改定する。  
この規程は、令和6年6月1日から改定する。